

令和8年度

第1回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和8年4月14日

湯沢市農業委員会

第1回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和8年4月14日(火)午後4時00分

場所 湯沢ロイヤルホテル

開会 午後4時7分

閉会 午後5時10分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	福嶋 富子	12番	沓澤 弥
3番	伊藤 秀郎	13番	加藤 エリ子
4番	川崎 秀悦	14番	佐藤 栄子
5番	水戸 義昭	15番	高橋 郁夫
6番	姉崎 与志弘	16番	高橋 忠雄
7番	佐藤 昇	17番	宮原 正明
8番	加藤 艶子	18番	高橋 敬悦(会長職務代理者)
9番	由利 幸悦	19番	高橋 伸太郎(会長)
11番	麻生 良子		

2) 欠席した委員

2番	佐々木 昇	10番	瀬川 等
----	-------	-----	------

3) 遅刻した委員

なし

19名中17名出席
(午後4時7分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	新山 栄泰
班 長	高橋 和彦
主 事	西舘 一輝

5) 会議の提出案件

1 会務報告

2 報 告

・農地法に基づく届出等の報告

- (1) 賃貸借契約合意解約
- (2) 申請許可状況
- (3) 公共事業等に伴う転用の届出
- (4) 農地所有適格法人の報告等

3 議 案

議案第1号 職員の任免について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 湯沢市農用地利用集積等促進計画策定の要請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き
農業経営を行っている旨の証明願について

議案第6号 贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き
特定貸付を行っていることの証明願について

議 長	<p>議 事</p> <p>開会宣言 午後4時7分 委員総数19名中、ただいまの出席委員は17名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>なお、本日欠席届を提出されている委員の方は、2番 佐々木 昇 委員、10番 瀬川 等 委員 であります。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、16番 高橋 忠雄 委員、17番 宮原 正明 委員 の兩名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>本日の議題は、会務報告のほか報告1件、議案6件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。</p> <p>冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に挙手による採決を行います。</p> <p>また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願いいたします。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願いいたします。</p>
議 長	<p>(新山事務局長、挙手)</p> <p>新山事務局長。</p> <p>(会務報告、朗読説明)</p>
議 長	<p>会務報告の内容について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。</p> <p>次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。</p>

<p>議 長</p>	<p>をしたいので、承認を求める。令和8年4月14日提出。</p> <p>令和8年4月1日付けで、高山 善樹 班長 が 産業振興部 商工課 に、小松 幹 主査 が 総務部 財政課 へ転出され、市民生活部 税務課から 高橋 和彦 班長 が、市民生活部 市民課 から 西舘 一輝 主事 が転入いたしました。</p> <p>以上でございます</p> <p>議案第1号「職員の任免について」質疑を行います。 何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p> <p>質問なしの声がありますので、議案第1号「職員の任免について」採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手、異議ないものと認め、議案第1号「職員の任免について」承認することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。</p> <p>(高橋班長、挙手) 高橋班長。</p> <p>高橋班長</p> <p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和8年4月14日提出。 説明は以上です。</p> <p>議 長</p> <p>ここで、議案書19ページの 3条賃貸借権設定 申請番号 第239号、第240号は、3番 伊藤 秀郎 委員 に関する案件、議案書19ページから20ページの3条賃貸借権設定 申請番号 第241号、第242号 は、7番 佐藤 昇 委員 に関する案件、議案書20ページの 3条賃貸借権設定 申請番号 第243号 及び議案書30ページの3条所有権設移転 申請番号 第75号 は、12番 沓澤 弥 委員 に関する案件、議案書20ページの 3条賃貸借権設定 申請番号 第244号は、13番 加藤 エリ子 委員 に関する案件となっております。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連</p>
------------	--

議案終了後に入室・着席していただきます。

それでは、3条賃貸借権設定 申請番号 第239号、第240号 を審議しますので、3番 伊藤 秀郎 委員の退席をお願いいたします。

(3番 伊藤 秀郎 委員、退席) (午後4時21分)

事務局より説明をお願いします。

(高橋班長、挙手)

高橋班長。

議 長

高橋班長

議案書19ページをご覧ください。3条賃貸借権設定 申請番号 第239号、第240号 は、面積が1,750㎡で、申請事由は2件ともに経営縮小のためであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。

(質問なしの声あり)

質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。3条賃貸借権設定 申請番号 第239号、第240号 について、申請のとおり許可することといたします。

退席者の着席をお願いいたします。

(3番 伊藤 秀郎 委員、着席) (午後4時22分)

次に、3条賃貸借権設定 申請番号 第241号、第242号 を審議しますので、7番 佐藤 昇 委員 の退席をお願いいたします。

(7番 佐藤 昇 委員、退席) (午後4時22分)

事務局より説明をお願いします。

(高橋班長、挙手)

高橋班長。

高橋班長	<p>議案書19ページから20ページをご覧ください。3条賃貸借権設定 申請番号 第241号、第242号 は、面積が46,021㎡で、申請事由は2件ともに経営縮小のためであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p> <p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。3条賃貸借権設定 申請番号第241号、第242号 について、申請のとおり許可することといたします。</p> <p>退席者の着席をお願いいたします。</p> <p>(7番 佐藤 昇 委員、着席) (午後4時24分)</p> <p>次に、3条賃貸借権設定 申請番号 第243号 及び3条所有権設移転 申請番号 第75号 を審議しますので、12番 沓澤 弥 委員 の退席をお願いいたします。</p> <p>(12番 沓澤 弥 委員、退席) (午後4時24分)</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>(高橋班長、挙手) 高橋班長。</p>
高橋班長	<p>議案書20ページをご覧ください。3条賃貸借権設定 申請番号 第243号 は、面積が14,386㎡で、申請事由は、経営縮小のためであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。</p> <p>議案書30ページをご覧ください。3条所有権移転 申請番号 第75号 は、面積が932㎡で、申請事由は、経営縮小のためであります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。</p> <p>説明は以上です。</p>

議長

説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。

(質問なしの声あり)

質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。3条賃貸借権設定 申請番号 第243号 及び3条所有権設移転 申請番号 第75号 について、申請のとおり許可することといたします。退席者の着席をお願いいたします。

(12番 沓澤 弥 委員、着席) (午後4時25分)

次に、3条賃貸借権設定 申請番号 第244号 を審議しますので、13番 加藤 エリ子 委員 の退席をお願いいたします。

(13番 加藤 エリ子 委員、退席) (午後4時26分)

事務局より説明をお願いします。

(高橋班長、挙手)

高橋班長。

高橋班長

議案書20ページをご覧ください。3条賃貸借権設定 申請番号 第244号 は、面積が5,091㎡で、申請事由は基盤法からの切替えのためであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。

議長

説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。

(質問なしの声あり)

質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。3条賃貸借権設定 申請番号 第222号 について、申請のとおり

り許可することといたします。
退席者の着席をお願いいたします。

(13番 加藤 エリ子 委員、着席) (午後4時27分)

次に、議案第2号 議事参与制限以外の案件について、事務局より説明をお願いします。

(高橋班長、挙手)

高橋班長。

高橋班長

議案書17ページから18ページをご覧ください。議事参与制限以外の案件について、3条使用貸借権設定は4件で、面積は37,009.69㎡であります。申請事由は、申請番号 第13号、第15号は経営移譲のため、第14号は経営縮小のため、第16号は農業者年金受給継続のための再設定であります。

議案書19ページから29ページをご覧ください。議事参与制限以外の3条貸借権設定は35件で、面積は168,964㎡であります。申請事由は、第205号、206号、208号、210号、211号、212号、216号、218号、219号、224号から238号までは経営縮小のため、申請番号 第223号は農業廃止のため、それ以外の案件については、すべて基盤法からの切替えのためであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。

次に、議案書30ページから31ページをご覧ください。議事参与制限以外の3条所有権移転は5件で、面積は2,763㎡であります。申請事由は、申請番号 第70号、第71号は経営縮小のため、第72号、第73号は小作地解放のため、第74号は農業廃止のためであります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。

議長

説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。

(質問なしの声あり)

質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。議案第2号 議事参与制限以外の「農地法第3条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第3号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。

<p>高橋班長</p>	<p>(高橋班長、挙手) 高橋班長。</p> <p>議案第3号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することの可否について、決定を要す。令和8年4月14日提出。 説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ここで、議案書33ページの農地中間管理事業促進計画整理番号(転貸人へ)第344号、第345号及び促進計画整理番号(転借人へ)第362号は、18番高橋敬悦委員に関する案件となっております。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>それでは、農地中間管理事業促進計画整理番号(転貸人へ)第344号、第345号及び促進計画整理番号(転借人へ)第362号を審議しますので、18番高橋敬悦委員の退席をお願いいたします。</p>
	<p>(18番 高橋 敬悦 委員、退席) (午後4時31分)</p>
	<p>事務局より説明をお願いします。</p>
	<p>(高橋班長、挙手) 高橋班長。</p>
<p>高橋班長</p>	<p>議案書33ページをご覧ください。</p> <p>促進計画整理番号(転貸人へ)第344号、第345号の促進計画案は、賃貸借権の設定が2件で、面積は13,535㎡、新規の設定が2件であります。</p> <p>促進計画整理番号(転借人へ)第362号の促進計画案は、賃貸借権の新規設定が1件であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。</p> <p>県の公告は令和8年5月29日となっております。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>

質問なしの声がありますので、採決を行います。
賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。農地中間管理事業 促進計画整理番号（転貸人へ）第344号、第345号及び 促進計画（転借人へ）整理番号 第362号 について、原案のとおり農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の策定を要請することに決定します。

退席者の着席をお願いいたします。

(18番 高橋 敬悦 委員、着席) (午後 4 時34分)

次に、議案第 3 号 議事参与制限以外の促進計画案について、事務局より説明をお願いします。

(高橋班長、挙手)

高橋班長。

高橋班長

議案書33ページから39ページをご覧ください。

議事参与制限以外の促進計画案について、議事参与制限以外の農地中間管理事業 促進計画案（転貸人へ）は、賃貸借権が19件で、面積は143,236㎡、新規の設定が12件、再設定が7件、使用貸借権の再設定が4件で、面積は25,351㎡であります。

促進計画案（転借人へ）は、賃貸借権が12件で、新規設定が7件、再設定が5件、使用貸借権の再設定が4件であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。

次に、議案書40ページをご覧ください。

議事参与制限以外の農地中間管理事業（移転）の促進計画案は、使用貸借権の移転が1件で面積は893㎡、賃貸借権の移転が1件で面積は10,444㎡であります。移転事由は、2件とも移転する者は経営縮小のため、移転を受ける者は経営拡張のためであります。賃料については総会資料記載のとおりであります。

次に、議案書41ページから44ページをご覧ください。

農地売買等事業は13件で、面積は64,113㎡であります。申請事由は、整理番号 第39号 から 第46号 の8件は経営縮小のため、第47号 は農業廃止のため、農地売買等支援事業による公社買入れ、第48号 から 第51号 までの4件については、農地売買等支援事業による認定農業者等への公社売渡しであります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。

県の公告は令和8年5月29日となっております。説明は以上です。

申請地は、[]から北へ約1.2km、[]から北北西へ約1.8kmに位置し、東側、北側及び南側は畑、西側は道路隣接しており、農地区分は、農業振興地域内・農用区域域内農地であり、湯沢市農業振興地域整備計画の土地利用計画変更（農業用施設用地への用途変更）申出を行っております。

事業計画は、盛土等の造成工事は行わず、農作業場[]㎡と、農機置場・駐車場・通路等[]㎡、糶殻置場[]㎡を整備するものです。

事業費は、用地取得経費[]円、造成整地経費[]円、施設建物建設経費[]円、設計費[]円、測量登記経費[]円、搬入費等諸経費[]円、計[]円で、資金計画は全額借入となっております。金融機関の融資証明書により確認しております。

被害防除計画は、隣接地に大きな支障を及ぼす可能性がないことから特に防除措置を行わないものです。汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理する計画です。

許可判断として、農地法施行令第4条第1項第2号イに掲げる農業用施設の用に供するためであり、法第5条第2項ただし書きに該当することから、許可相当と判断できると考えます。説明は以上です。

議長

ここで、現地確認結果について、4番 川崎 秀悦 委員から報告願います。

(4番 川崎 秀悦 委員、挙手)

4番 川崎 秀悦 委員。

4番

議案第4号の現地確認について報告いたします。

3月27日、6番 姉崎 与志弘 委員と私の2名、事務局1名とで現地確認をしてまいりました。

先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。

報告は以上です。

議長

説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。

(質問なしの声あり)

質問なしの声がありますので、採決を行います。
賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。5条所有権移転 申請番号 第8号について、申請のとおり許可することといたします。

退席者の着席をお願いいたします。

(12番 沓澤 弥 委員、着席)

(午後4時43分)

次に、議案第4号 議事参与制限以外の案件について、事務局より説明をお願いします。

(高橋班長、挙手)

高橋班長

高橋班長

5条 使用貸借権設定 申請番号第3号について説明させていただきます。議案書46ページ、議案付属資料51ページから56ページをご覧ください。

申請地は、湯沢市■■■■■、地目は田、面積は■■■■■m²であります。

申請内容は、申請人(借人)は建設業を営んでいるが、事業規模の拡大により碎石等の資材置場が手狭となっていることから、会社事務所等に隣接している申請地に、新たに資材置場等を整備するための転用であります。

申請地は、■■■■■から南南東へ約3.4km、■■■■■から南へ約4.1kmに位置し、東側は田、西側は宅地、南側は道路、北側は山林に隣接しており、農地区分は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地(その他農地)と判断しました。

事業計画は、高さ■■■m、面積■■■m²、土量■■■m³の切土造成工事を行い、資材置場及び駐車場等■■■m²を整備するものです。

事業費は、造成・整地経費■■■■■円、測量・登記経費■■■■■円、搬入費等諸経費■■■■■円、計■■■■■円で、資金計画は、全額自己資金となり残り残高証明書により確認しております。

被害防除計画は、隣接地に大きな支障を及ぼす可能性がないことから特に防除措置を行わないものです。汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理する計画です。

許可判断として、当該農地は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、当該農地に代えて当該事業の目的を達成出来る他の土地は無いことから、やむを得ないものと判断できると考えます。

議 長

ここで、現地確認結果について、4番 川崎 秀悦 委員から報告願

<p>4 番</p> <p>議 長</p> <p>高橋班長</p>	<p>ます。</p> <p>(4 番 川崎 秀悦 委員、挙手) 4 番 川崎 秀悦 委員。</p> <p>議案第 4 号の現地確認について報告いたします。 3 月 27 日、6 番 姉崎 与志弘 委員と私の 2 名、事務局 1 名とで現地確認をしまりました。</p> <p>先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p> <p>質問なしの声がありますので、採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第 4 号の農地法第 5 条の規定による許可申請は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。</p> <p>次に議案第 5 号「贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。</p> <p>(高橋班長、挙手) 高橋班長</p> <p>議案第 5 号「贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願を受理したので、証明の可否について決定を要す。令和 8 年 4 月 14 日提出。 この証明については、農地を生前一括贈与し納税猶予の適用を受けてい</p>
-----------------------------------	--

る期間中は、贈与税の申告期限から3年目ごとに、税務署に猶予を継続して受けたい旨の届出をする必要があります。その届出に必要な証明書について農業委員会で証明を行うものです。納税猶予の適用を受けている農地について、引き続き農業経営を行っていることが証明の要件となります。

議案書49ページをご覧ください。件数は1件で、引き続き農業経営を行っており、納税猶予の特例を受けるためのすべての要件を満たしております。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。

(質問なしの声あり)

質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。議案第5号について、引き続き農業経営を行っていることの証明をすることに決定いたします。

次に、議案第6号「贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き特定貸付を行っていることの証明願について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。

(高橋班長、挙手)

高橋班長

高橋班長

議案第6号「贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き特定貸付を行っていることの証明願について」贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き特定貸付を行っていることの証明願を受理したので、証明の可否について決定を要す。令和8年4月14日提出。

議案書51ページをご覧ください。件数は1件であります。この証明は、生前一括贈与を受けた農地の一部又は全てを特定貸付(一定の要件を満たす納税猶予を受けている者が、農地中間管理事業等により賃借権等の設定による特定貸付けを行った場合には、納税猶予の適用が継続される)した方が、贈与税・不動産取得税の納税猶予の特例を引き続き受けるため、3年ごとに納税猶予の継続届出を行うために必要な証明であります。この1件については、引き続き特定貸付を行っており、納税猶予の特例を受けるためのすべての要件を満たしているものと考えます。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。

(質問なしの声あり)

質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。議案第6号について、引き続き特定貸付を行っていることの証明をすることに決定いたします。

これもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。

(午後4時54分終了)

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和8年4月14日

議長 高橋伸太郎 

署名委員 16番 高橋忠雄 

署名委員 17番 宮原正明 